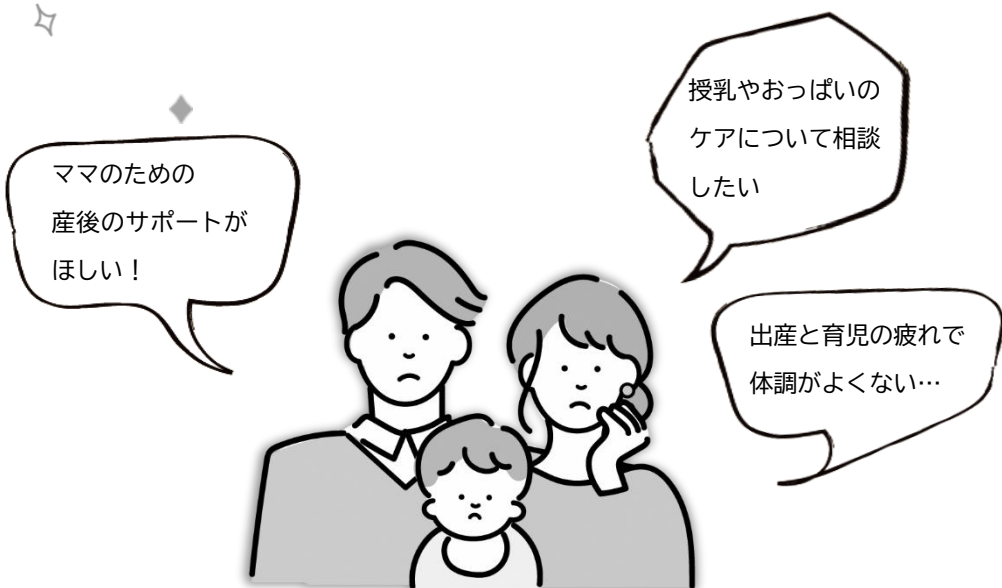


# 産後ケア事業のご案内



遠賀・中間地域では、出産後の家族が安心して子育てできるように「産後ケア事業」を行っています。産後ケア事業では、ママの体と心のケア、赤ちゃんのケアのサポートが受けられます。ぜひ、ご利用ください。

## 利用できる人

- ◆ 遠賀郡・中間市に住所があり、ケアを必要とする産後1年未満のママと赤ちゃん
  - ◆ 流産・死産を経験されて1年未満の女性（妊婦さんは除く）
- ※感染症状がある人、医療行為が必要な人は利用できません。

## 受けられるケア

- ◆ ママの心と体の休息
- ◆ 授乳の相談・指導（乳房ケア含む）
- ◆ 育児に関する相談・指導
- ◆ 家庭でのこどもとの生活についての相談 など



## 利用できるサービス

利用回数は1人につき合わせて7回まで。5回目までは自己負担額を軽減します。  
施設によって実施サービスや利用できる時期が異なりますので詳しくは利用施設にご確認ください。

★ 宿泊型 ★

利用料

1~5回目: 3,000円/24時間  
6,7回目: 6,400円/24時間

利用時間

入所から24時間

★ 通所型 ★

利用料

1~5回目: 1,000円/日  
6,7回目: 2,000円/日

利用時間

午前9時から午後5時までのうち  
5時間程度

★ 通所型(短時間) ★

利用料

1~5回目: 500円/2時間  
6,7回目: 1,300円/2時間

利用時間

午前9時から午後5時までのうち  
2時間程度

★ 居宅訪問型 ★

利用料

1~5回目: 500円/2時間  
6,7回目: 1,600円/2時間

利用時間

午前9時から午後5時までのうち  
2時間程度

※上記の金額は、課税世帯の人の自己負担額です。非課税世帯の人や生活保護受給中の人は、自己負担額を軽減します(事前申請が必要)。詳しくは裏面をご覧ください。

※自己負担額以外で、必要な費用がかかることがあります。詳しくは利用施設に問い合わせてください。

※双子以上の場合でも自己負担額は変わりません。

## 利用施設・連絡先

利用施設・連絡先等は各市町公式ホームページから利用施設一覧をご覧ください。



申し込みの方法・利用の流れについては裏面をご覧ください

## 利用までの流れ

※令和8年度より  
【各施設への直接申込み】  
になります。

### 1 施設への予約・申請



- 利用希望の施設へ連絡し、利用型や日程等をご相談ください。  
利用施設・連絡先等は各市町公式ホームページをご覧ください。(表面参照)
- 初回利用時は、施設へ産後ケア事業利用登録申請書の提出が必要です。
- 利用を中止するときは、施設ごとに決められたキャンセル期限までに施設へ連絡してください。

※ 非課税世帯・生活保護受給者・流産や死産を経験された人は、

**自治体窓口での事前申請**が必要です。



- 非課税世帯・生活保護受給者には、減免に必要な減免証明書を発行します。
- 途中で課税状況が変更になった場合は、窓口へ申し出てください。
- 流産や死産を経験された人には、利用券を発行します。(1週間程度で郵送)

### 2 産後ケア利用

持っていくもの



- ◆ 母子健康手帳
- ◆ ママの本人確認書類
- ◆ 赤ちゃんのこども医療証
- ◆ 利用施設から指示があったもの
- ◆ おむつ、おしりふき、哺乳瓶など  
赤ちゃんのお世話に必要なもの
- ◆ 離乳食(必要な人のみ)
- ◆ 減免証明書(非課税世帯・生活保護受給者)  
利用券(流産や死産を経験した人)

### 3 利用後アンケートの回答

- 利用後はアンケートを回答してください。



芦屋町 利用後アンケート →

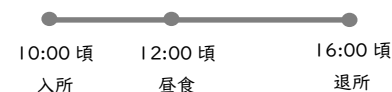


### 産後ケアタイムスケジュールの例

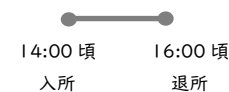
#### 宿泊型



#### 通所型



#### 通所型 (短時間)



#### 居宅訪問型



産後ケアや子育てのご相談は、芦屋町役場こども家庭センターにご連絡ください。

芦屋町 健康・こども課 こども家庭センター

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

Tel.093-223-3577